

～皆様の御意見をお寄せください～

川崎市環境基本計画の改定に向けた 基本的な考え方

川崎市環境審議会は、川崎市長から「川崎市環境基本計画の改定について」の諮問を受け、総合政策部会において具体的な審議を進めていますが、この度、これまでの検討結果を踏まえ、「川崎市環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方」を作成しました。

これは、市民や事業者の皆様から広く御意見・御提案を募り、今後の審議に当たっての参考とさせていただきます。

今後、総合政策部会では、寄せられた御意見を踏まえてさらに検討を行い、環境審議会に報告する予定です。

- 募集期間 平成21年4月1日（水）～平成21年4月30日（木）
- 閲覧場所 各区役所・支所、環境局総務部環境調整課に募集期間中、閲覧場所を設置しているほか、かわさき情報プラザ、市民館、図書館等でも御覧になれます。
また、川崎市ホームページでも御覧になれます。
<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kantyo/home/keikakukaitei/top.htm>
- 意見の提出方法 この冊子の中の「川崎市環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方についての意見書」により、郵送、FAX、窓口（環境局総務部環境調整課）により提出するか、又は川崎市ホームページからの意見提出専用の電子メールにより御意見をお寄せください。
- 意見の提出先
郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市環境局総務部環境調整課
FAX 044-200-3921
窓口 川崎市環境局総務部環境調整課（川崎市役所第3庁舎17階）
電子メール 市ホームページ
(<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kantyo/home/keikakukaitei/top.htm>)
から意見提出専用のメールが御利用になれます。
- その他
 - ・御意見はとりまとめた上、御意見に対する環境審議会総合政策部会の考え方と併せて川崎市ホームページに公表します。
 - ・御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御承知おきください。

川崎市環境審議会総合政策部会

〔事務局〕川崎市環境局総務部環境調整課

TEL 044-200-2386

FAX 044-200-3921

目次	第1章	計画の基本的事項	p1	第4章	基本的施策	p13
	第2章	計画の目標	p3	第5章	環境配慮指針	p15
	第3章	重点分野	p6	第6章	計画の推進	p17

第1章 計画の基本的事項

1. 計画改定の背景

本市では、1991年に「川崎市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定・公布するとともに、1994年には環境基本条例に基づく環境基本計画を全国に先駆けて策定しました。その後、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、2002年に計画の目標や施策等の一部見直しを行い、計画を改訂しました。

改訂後、本市においては、大気環境の改善、化学物質の環境への排出量の大幅な削減など、計画による一定の成果が得られましたが、一方で、大規模な市街地再開発や急激な人口増加等に伴い、ごみ量の増加や緑の喪失などが懸念されるなど、今後の対応が求められる課題も見られます。

また、本市の計画として、基本構想と実行計画を定めた新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」が2005年3月に、その第2期実行計画が2008年3月にそれぞれ策定されました。その他の計画として、一般廃棄物処理基本計画（2005年4月）、環境教育・学習基本方針（2006年3月）、多摩川プラン（2007年3月）、緑の基本計画（2008年3月）などの種々の計画の策定や見直しが行われ、さまざまな施策を推進しています。

環境をめぐる大きな動向として、2007年の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」による第4次評価報告書では、20世紀半ば以降の温暖化の主な原因として人間活動との因果関係が極めて強いことが報告されるなど、国際社会が協調して地球温暖化対策を一層進めることが求められるようになっていきます。

こうした状況を踏まえ、改訂後の環境基本計画（以下「改訂後の計画」という。）では、特に地球温暖化対策を最も重要な課題ととらえて最重点施策に掲げるとともに、2002年に改訂した現行の環境基本計画（以下「現行計画」という。）における目標が未達成の課題をはじめとして、国内外の社会情勢や環境問題、環境行政の新たな動向に対応する計画として改定を行います。

2. 計画改定の趣旨

環境基本計画では、環境基本条例第8条の規定に基づき、本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、目標や施策などを明らかにします。

また、環境基本計画策定の視点として環境基本条例第3条に規定する環境政策の基本原則である「施策の総合性」、「科学的予見性」、「生態系への配慮」、「地球環境への配慮」、「市民の参画と協働」を踏まえるとともに、計画改定に当たっては次の事項を検討します。

【新総合計画との整合】

○現行計画への改訂後に、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」が定められたことから、基本構想に掲げるまちづくりの基本目標「『誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき』をめざして」を環境面から実現を図る計画とすること。

【環境分野の計画の体系化】

○現行計画への改訂後に策定や見直しが行われた環境分野の計画の体系化を図ること。

【他分野の計画との整合】

○環境分野以外の計画においても環境の視点が盛り込まれてきており、こうした関連計画とも整合を図り、環境面での施策の進行管理を行う仕組みを設けること。

【総合的な目標の設定】

○計画の達成状況の評価に当たって、環境行政が進んでいる方向を知る目安となる総合的な評価を行うための目標を設けること。

3. 計画の役割

環境基本計画は、良好な都市環境の保全及び創造をめざす総合的な環境行政制度の中心として位置付けられ、環境行政の基本指針となるものです。

また、環境基本計画は、市民や事業者の環境保全に係る行動や取組の指針ともなるものです。

環境基本計画では、次の役割を明らかにします。

1	環境に影響を及ぼす本市の計画の策定や施策の実施に対し、環境の保全と創造を図る上での方向性を示します。
2	総合的な視点から計画の対象とする環境を幅広くとらえ、長期的な展望に立っためざすべき環境像を示します。
3	環境の保全及び創造に当たっての課題に対し優先的に取り組む内容を重点分野として示します。
4	めざすべき環境像の実現に必要な目標及び施策の体系を示すとともに、毎年度の進行管理を適切に行う仕組みを示します。
5	環境配慮の主体となる、市民、事業者及び市の各々の役割並びに環境資源を利用するに当たっての環境配慮事項を示します。

4. 主体別の責務

環境基本計画は、本市が取り組むべき環境施策等を示すものですが、計画の効果的な推進に当たっては市民や事業者にも一定の責務が求められることから、環境基本条例では、次の事項が定められています。

市の責務	市は、市の施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。
市民の責務	市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。
事業者の責務	事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を遵守するとともに、市の環境施策に積極的に協力しなければならない。

市民や事業者は、本市が進める環境基本計画の目標を共有し、計画の推進に協力することが求められます。特に、第3章の重点分野（「市の取組」、「市民・事業者に求められる取組例」）及び第5章の環境配慮指針（「主体別環境配慮指針」）では、具体的な環境の保全及び創造の行動例を示し、各主体の自主的な取組や計画推進への協力を促しています。

5. 計画の期間

環境基本計画の目標期間はおおむね10年間とし、2020年度（平成32年度）とします。

目標の達成状況や、環境問題・環境行政を取り巻く国内外の情勢、社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の目標

1. めざすべき環境像

本市の基本構想におけるまちづくりの基本目標を踏まえ、改定後の計画がめざす本市の環境像を次のとおりとすることで検討を進めています。

環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市 かわさき

私たちは、大気、緑、水、土壌、資源など、様々な自然の恵みから成る環境の中に生きています。これらの恵みは、循環や再生を繰り返しながら、私たちの命を支え続けていますが、有限なものでもあります。環境を守る、すなわち健全な自然の営みを持続させ、有限な資源を保全するとともに新たに創造していくことが、私たちの健康や生命を守るためには不可欠です。そのためには、私たち人間の活動は、地球や地域にとっての許容範囲を超える環境負荷を与えないとともに、自然と調和したものでなくてはなりません。

かつて公害問題が発生した時代に、本市は全力をあげて問題解決に取り組み、地域の環境は改善に向かってきました。しかし、私たちは今もなお、様々な環境問題を抱えています。自動車排出ガスによる大気汚染、樹林地や農地の減少、廃棄物の増大といった地域の問題や、地球温暖化や資源・エネルギー問題といった地球規模の問題をみると、私たちは、環境保全に対する認識を十分にもって行動してきたとは言えません。これら様々な問題が重なり合って環境に過大な負荷を与え、環境と人間社会の持続可能性が危ぶまれるに至っており、私たちは早急に、これまでの社会のあり方を改め、環境と人間の持続可能性を最優先に考える社会に転換させなくてはなりません。

こうしたことから、本市は、地球や地域の環境が保全され、様々な資源や自然界全体の健全な循環が確保され、良好な環境が持続可能になるとともに、それを基盤として、人が健康で快適に暮らし続けることができる「持続可能な市民都市」をめざします。

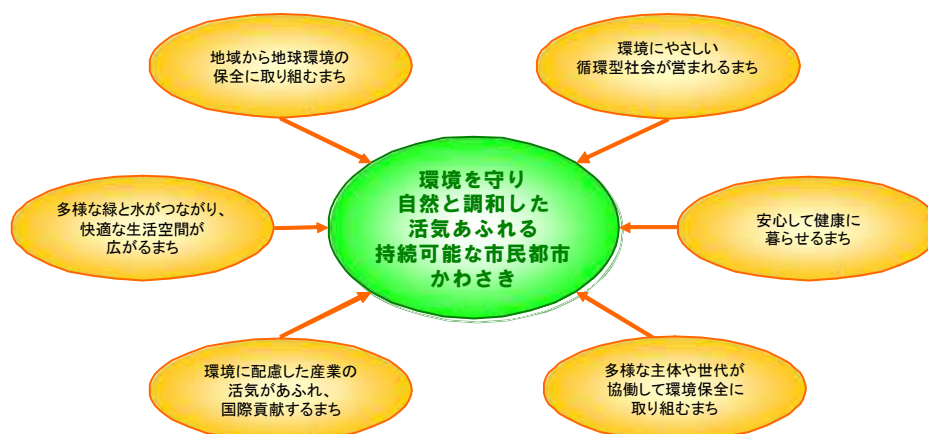
また、「持続可能な市民都市」を実現するためには、経済や社会が健全で活力があり、環境問題を解決する新たな技術を生み出し続ける力を持っていることも必要です。

さらに、すべての主体が日常生活や事業活動において自主的・積極的に環境配慮や環境保全に取り組むことが求められます。

本市は、多摩川や多摩丘陵という自然環境を抱える地域特性であるとともに、全国でも有数の産業や人口が集積する都市であり、今後も成長が見込まれています。これからも、環境に高い価値を認めその保全に努めながら、人と自然と産業とが共生する、川崎らしさのある「持続可能な市民都市」をめざします。

2. 分野別環境像と環境政策

「分野別環境像」は、「めざすべき環境像」を、より具体的なまちの姿として示したものであり、6つの「分野別環境像」を実現することにより、「めざすべき環境像」が実現されます。



「環境政策」は、改定後の計画がめざす「分野別環境像」の実現に向けた取組の方向性を示すものです。環境政策の目標には、総合的目標と個別的目标（環境要素ごとの目標：各個別的目标の文末に環境要素を（ ）に示しています）があり、めざすべき環境像の実現には、各個別的目标の達成をめざす観点だけでなく総合的目標の達成をめざす観点も必要となり、両者は一体となって環境像の実現をめざします。

環境政策

地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

〔総合的目標〕

地球温暖化の進行を防ぐために、すべての主体が日常生活や事業活動において化石燃料の消費削減とともに、エネルギーの効率的な利用や循環利用、再生可能エネルギーの導入・使用などの努力を重ね、また地域全体として、環境に配慮した交通体系、まちの構造、建造物、設備等への計画的な転換を図り、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現をめざします。同時に、都市気温が著しく上昇するヒートアイランド現象の抑制を図ります。

また、オゾン層の保護、酸性雨の防止をはじめとし、森林や海洋環境の保全その他のさまざまな地球規模の環境問題の解決にも取り組み、地域から地球環境を保全するための取組を進めるまちをめざします。

〔個別的目标〕（環境要素ごとの目標）

- ・温室効果ガスの排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現及びオゾン層の保護や酸性雨の防止をはじめとするさまざまな地球規模の問題の解決をめざし、地球環境の保全に向けた取組が進められていること（地球環境）
- ・エネルギーの効率的な利用や循環利用、再生可能エネルギーの活用が進められていること（エネルギー）
- ・環境に配慮した都市構造や建造物等の整備が図られ、ヒートアイランド現象が抑制されていること（都市気温（ヒートアイランド現象））

環境政策

環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす

〔総合的目標〕

これまでの大量の資源の消費と廃棄物排出を改め、先進的な環境技術の導入とすべての主体の環境配慮行動により、都市の利便性や活気を保ちつつ環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会の実現をめざします。天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減につながる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組や、排出された廃棄物の適正な処理を進めます。

〔個別的目标〕（環境要素ごとの目標）

- ・天然資源の消費が抑制され、環境負荷の低減につながる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組及び排出された廃棄物の適正な処理が進められていること（資源・廃棄物）

環境政策

多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす

〔総合的目標〕

本市は多摩丘陵や多摩川崖線に存する樹林地や農地、多摩川をはじめとする河川や湧水、東京湾など多様な自然的環境資源に恵まれた地域です。こうした緑と水のつながりを充実させるために、その保全・創出・育成に取り組み、緑と水のネットワークを市域全体に広げ、豊かな水辺や自然の水循環が保たれ、快適な生活空間が広がり、良好な環境と安らぎが得られるまちをめざします。また、市域に生息する生物の生息・生育地の保全・創出に取り組み、生物多様性の保全に努め、身近な生き物とふれあう機会の創出に努めます。

また、人口増加や都市の成長が当面続くと見込まれる本市で、良好な都市アメニティが得られ快適に暮らせるよう、優れた都市景観の形成や歴史的文化的遺産の保全・活用などを図ります。

〔個別的目标〕（環境要素ごとの目標）

- ・緑の保全・創出・育成が進められ、緑のネットワークが市域全体に広がり、良好な環境と安らぎが得られること（緑）
- ・自然の水循環が保たれていること（水循環）
- ・市域に生息する生物とその生息地が保全され、生物多様性が確保され、身近な生き物とのふれあいが得られること（生物）
- ・良好な生活環境が得られ、快適に暮らせること（都市アメニティ）
- ・豊かな水辺が保たれて、良好な環境と安らぎが得られること（水辺）

環境政策 安心して健康に暮らせるまちをめざす

〔総合的目標〕

本市は公害問題の克服をめざし、積極的な環境行政を進めたことにより、大気や水質などの環境は改善に向かってきました。更なる環境改善に向けて、未解決の課題や新たな問題に対応するため、環境の監視や調査により問題を未然に防止するなど、安心して健康に暮らせるまちをめざします。大気や水、土壌のきれいさや安全性を守り、化学物質の環境リスクを低減して環境汚染を防ぎます。

また、建築物や工作物による著しい建造物影響がなく、静かな環境が享受できる空間の創出を、積極的に進めます。

〔個別的目標〕（環境要素ごとの目標）

- ・大気の手いれいさや安全性が守られていること（大気）
- ・水の手いれいさや安全性が守られていること（水）
- ・土の安全性が守られていること（土）
- ・化学物質の環境リスクが低減され、環境汚染が生じていないこと（化学物質）
- ・静かな環境が享受できること（騒音・振動）
- ・建築物や工作物による著しい住環境への影響が生じていないこと（建造物影響）

環境政策 環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす

〔総合的目標〕

地域環境や地球環境を保全するためには、環境負荷の低減に寄与する技術の開発や産業の振興が不可欠です。また、すべての産業において環境対策・環境配慮が行われ、環境の保全・創造を基調とする社会経済活動が営まれることも必要です。これらの実現に向けて、都市と産業との共生を図り、海外への技術移転や人の交流等も進めることで、環境と経済の好循環が実現するとともに、環境技術による国際貢献を果たし、環境保全を支える産業と社会の活力があふれるまちをめざします。

環境政策 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす

〔総合的目標〕

本市において日常生活や事業活動を営む多様な主体が、地球や地域の環境について学び、自らの活動の環境への負荷が低減されるよう環境配慮を取り入れるとともに、様々な主体や世代が協働して環境の保全及び創造に積極的に取り組む社会をめざします。

※環境政策「環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす」「多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす」については、特定の環境要素ではなく、多くの環境要素が様々な形で関係していることから、個別的目標（環境要素ごとの目標）を設定していません。

第3章 重点分野

1. 重点分野の考え方

(1) 重点分野の目的

重点分野として、川崎市の環境の保全及び創造に当たって優先的に取り組む課題に対する目標、施策等を示します。

重点分野を明らかにすることにより、計画の推進において、市民や事業者との協働の取組を進めやすくすることや、川崎市の環境基本計画の独自性を示すことをねらいとします。

(2) 各主体の取組

重点分野について、市が推進する施策を「市の取組」として示します。

また、重点分野の課題解決に向けては、多様な主体が協働して取り組むことでより大きな効果が期待されることから、「市民・事業者に求められる取組例」として、当該分野に主に関わる主体をあげ、それぞれの主体について、重点テーマの推進に向けて効果が大きいと考えられる自主的な環境配慮行動の例を示しています。

なお、ここに掲げる「市民に求められる取組例」などの環境配慮行動の例については、「第5章 環境配慮指針」にまとめる予定です。

(3) 重点分野の進行管理

重点分野については、数値目標を設定することを基本とし、進捗状況について進行管理を行うとともに、その結果について、環境調整会議や環境審議会において、適正かつ客観的に点検・評価を行います。

(4) 関連計画との関係

重点分野の重点目標や取組は、「一般廃棄物処理基本計画」「緑の基本計画」など、該当する分野の諸計画と整合を図る必要があることから、重点目標の年次は、環境基本計画の目標年次 2020 年度と異なることもあります。なお、環境に関する分野別計画が策定・改定された場合は、本計画との関係について整理を行い、目標や施策について適宜見直しを図ります。

2. 重点分野のテーマと目標・取組

重点分野のテーマは、次のとおりです。

1	地球温暖化・エネルギー対策の推進
2	一般廃棄物対策の推進 ～ 3Rの推進 ～
3	緑の保全・創出・育成 ～ ①緑の保全 ②農地の保全 ③公園緑地の整備 ④協働による緑の保全・創出・育成の取組 ～
4	大気環境対策の推進 ～ 二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）など、 大気環境対策の総合的取組の推進～
5	化学物質対策の推進 ～環境リスクの効率的削減をめざした化学物質の排出量の削減～
6	環境に配慮した産業の振興と国際貢献の推進 ～環境関連産業の振興・育成と環境技術による国際貢献の推進～
7	環境教育・環境学習の推進 ～総合的な環境教育・環境学習の推進～
8	環境パートナーシップの推進 ～環境パートナーシップの推進による地域の環境保全活動の促進と地域コミュニティの活性化～

重点分野 地球温暖化・エネルギー対策の推進

環境基本計画の重点分野となる「地球温暖化・エネルギー対策の推進」についても、その対策の基本となる「地球温暖化対策地域推進計画」の見直しについて環境基本計画と同時期に市長から環境審議会に諮問を受け、「温暖化対策特別部会」で審議しています。

環境基本計画の改定に当たっては、分野別計画との整合を十分に図る必要がありますが、特別部会の審議を見守る必要がありますので、ここでは目標や取組を示していません。

地球温暖化対策については、別途意見を聴く機会がありますので、その際にご意見をお寄せ願います。

重点分野

一般廃棄物対策の推進

3Rの推進

※3R: リデュース[発生・排出抑制]・リユース[再使用]・リサイクル[再生利用]

◆ 重点目標 ◆ ～2003年度実績を基準として～

- ① 市民1人1日あたりのごみ排出量：2015年度までに180g減量（目標値1,128g）
- ② 資源化量：2015年度までに20万トンにする（目標値資源化率35%）
- ③ ごみ焼却量：2015年度までに13万トン削減（目標値37万トン）

◆ 市の取組 ◆

- その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施
- ミックスペーパー分別収集の拡大
- 資源集団回収事業の拡充
- 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進
- 環境教育・環境学習の充実
- 事業系ごみの減量化・リサイクルの推進
- (仮称)3Rチェックシートの作成・普及
- レジ袋の削減に向けた取組
- 事業系資源物のリサイクルルートの確立
- ごみ発電事業の推進
- 搬入禁止物の混入防止
- 施策の効果分析手法の開発・調査研究の実施

◆ 市民に求められる取組例 ◆

- リユース食器やマイカップなどの積極的な利用
- 買い物袋（マイバック）持参、適正包装への協力
- ごみの分別収集への協力
- 資源集団回収やごみ集積所の環境美化への積極的な参加
- 使い捨て製品の使用自粛、再生品や詰め替え製品の優先的な使用
- 生ごみリサイクルへの参加

◆ 事業者求められる取組例 ◆

- 事業活動に伴って生じた廃棄物の自らの責任における適正処理
- 過剰包装の自粛や適正包装の推進などによるごみの減量
- 資源物のリサイクルや資源の有効利用

各分野に掲げる施策は、同時に地球温暖化対策として二酸化炭素等の削減にも寄与する施策があります。ここでは、地球温暖化対策にも関連する施策について例示します。

[☆地球温暖化対策－温室効果ガスの排出を削減する] その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施、レジ袋の削減に向けた取組等は、二酸化炭素の排出量削減につながります。

重点分野 緑の保全・創出・育成

- ①緑の保全 ②農地の保全 ③公園緑地の整備
④協働による緑の保全・創出・育成の取組

◆ 重点目標 ◆

- ①緑地の保全：施策による緑地の保全面積
2017年度までに272ha（現状は186ha 緑の基本計画策定時2006年182ha）
- ②農地の保全：施策による農地の保全面積
2017年度までに416ha（現状は403ha 緑の基本計画策定時2006年413ha）
- ③公園緑地の整備：都市公園の整備面積
2017年度までに769ha（現状は□□ha 緑の基本計画策定時2006年671ha）
- ④協働による緑の保全・創出・育成の取組：公園管理運営協議会の発足数
2017年度までに1,000公園（現状は□□公園 緑の基本計画策定時2006年210公園）

◆ 市の取組 ◆

＜取組①緑地の保全＞

- 特別緑地保全地区、緑の保全地域、緑地保全地域等の指定やふれあいの森（市民緑地）の設置の推進、緑地保全協定の締結による緑地保全施策の推進
- 緑地保全制度の普及
- 新たな緑地保全施策の検討・実施
- 緑地保全に係る税法上の軽減措置等の拡充に向けた国等への要望の実施

＜取組②農地の保全＞

- 生産緑地地区の指定の推進
- 市内農地の活用による保全
- 担い手支援や地産地消、環境保全型農業の推進などによる農業振興
- 農業関係団体等と連携した農地保全に関する法整備についての国等への働きかけ
- 農を知る機会と参加する仕組の充実

＜取組③公園緑地の整備＞

- 大規模公園緑地の整備推進
- 歩いて行ける身近な公園の整備推進
- 既存公園の再整備

＜取組④協働による緑の保全・創出・育成の取組＞

- 多様な主体による公園管理の促進
- 公園緑地の適切な管理と有効活用

◆ 市民に求められる取組例 ◆

- 緑の保全や管理の活動、緑の人材育成の講座等への積極的な参加
- 緑の保全や公園緑地の整備に関する各種計画づくりへの参画
- 保全緑地等の緑の保全・再生・育成・管理活動への参画
- 緑のトラスト運動
- 身近な公園の管理運営活動や緑の愛護活動への参画

》》緑の管理に関する専門家

- 緑の保全や管理の活動に参加する市民に対する、緑の保全・創出・育成に関する技術や知識の積極的な指導や活動支援

◆ 事業者求められる取組例 ◆

- 市民活動への支援

》》開発事業者

- 自然的環境への保全配慮

〔☆地球温暖化対策－温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する〕緑は二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化現象の緩和の働きをもっています。

重点分野 大気環境対策の推進

二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)など、大気環境対策の総合的取組の推進

◆ 重点目標 ◆

- ①二酸化窒素：2015年までのできるだけ早期に対策目標値の達成をめざす。達成後は対策目標値の下限値の0.04ppmまたはそれ以下をめざす。
- ②光化学オキシダント：2020年までの早期に注意報発令日数ゼロをめざす。
- ③微小粒子状物質(PM2.5)：環境基準が設定された場合は、その早期達成をめざす。

◆ 市の取組 ◆

- 工場・事業場等への立入検査の強化
- バスケット規制基準等の監視、指導
- 事業者の自主的取組の促進
- 交通需要管理の推進
- 低公害・低燃費車の普及促進
- エコドライブの普及推進
- 光化学オキシダント対策の推進
- 揮発性有機化合物(VOC)対策の推進
- 微小粒子状物質(PM2.5)等未規制物質対策の推進

◆ 市民に求められる取組例 ◆

- ・公共交通機関の積極的な利用
- ・自動車の購入時における低公害・低燃費車の選択
- ・エコドライブの実施

◆ 事業者求められる取組例 ◆

- ・公共交通機関の積極的な利用
- ・自動車の購入時における低公害・低燃費車の選択
- ・エコドライブの実施

≫≫工場・事業場等事業者

- ・工場、事業場からの排出ガスに関する自主的な管理目標の設定、定期的な測定、適正管理
- ・トッランナー燃焼施設の導入促進
- ・運搬に係る環境負荷の低減

≫≫運輸事業者

- ・集荷・配送のルート最適化など、物流の効率化による環境負荷の低減
- ・定期的な点検保守
- ・率先的なエコドライブの実施
- ・低公害・低燃費車の導入

[☆地球温暖化対策－温室効果ガスの排出を削減する] 低公害・低燃費車の導入、エコドライブの実施は、自動車からの大気汚染物質の削減とともに、二酸化炭素排出量の削減につながります。

重点分野 化学物質対策の推進

環境リスクの効率的削減を目指した化学物質の排出量の削減

◆ 重点目標 ◆

市内のPRTR法対象事業所から排出されるPRTR法の特定第一種指定化学物質の排出量の削減について目標を設定する。

◆ 市の取組 ◆

- 化学物質適正管理の促進（事業所における自主管理の促進、市による事業者の取組支援）
- 市民等への普及啓発や情報提供（市民への化学物質に関する知識の普及及び事業者に対する化学物質による環境汚染の状況の周知など）
- 化学物質の環境リスクの把握（環境リスク評価及びダイオキシン類、有害大気汚染物質、未規制物質の環境調査）
- 環境リスク評価による優先的に取り組むべき物質の絞り込み（PRTR法の特定第一種指定化学物質の削減）
- リスクコミュニケーションの促進（市民への情報提供及び事業者の自主管理に関する社会的合意形成の促進）

◆ 市民に求められる取組例 ◆

- ・環境負荷の少ないライフスタイルへの転換、日常生活から排出される化学物質の削減
- ・周辺の事業所の行うリスクコミュニケーション事業への参加、リスク削減に向けた協働

◆ 事業者求められる取組例 ◆

- ・代替物質の検討や排出防止施設の設置などの排出削減に向けた取組により、化学物質の取扱工程における、周辺に与える環境リスクの適正管理
- ・周辺住民とのリスクコミュニケーションの実施による、化学物質の適正管理における社会的合意形成

〔☆地球温暖化－化学物質には地球温暖化作用を持つ物質がある〕化学物質（特にフロン類）には温暖化作用を持つものがあることから、事業者による化学物質の削減や適正管理を促進することにより、地球温暖化物質の排出削減にもつながります。

重点分野 環境に配慮した産業の振興と国際貢献の推進

環境関連産業の振興・育成と環境技術による国際貢献の推進

◆ 重点目標 ◆

環境技術開発に向けた研究機関や事業者などとの共同研究、海外環境技術視察・研修の受入れ、国連環境計画（UNEP）連携協調事業 などについて目標を設定する。

◆ 市の取組 ◆

- 産官学公民連携公募型共同研究事業、研究機関や事業者などとの共同研究による環境技術研究開発の推進
- 環境、エネルギー等分野の研究開発型〔先端〕産業の創出と集積の促進
- 産業振興部門との連携による環境技術の研究・開発及び普及に向けた取組の支援
- 国際環境計画（UNEP）連携協調事業の推進
- 環境技術研修生受け入れや指導者派遣など環境技術の海外移転の推進
- アジア各国のベンチャー創業拠点となるアジア起業家村構想の推進
- 環境技術の集積をもつ企業・研究機関等との連携による、市民の環境技術に対する理解の促進（環境教育・環境学習）

◆ 事業者求められる取組例 ◆

- ・環境関連の技術や製品の開発
- ・環境技術研修生受け入れや指導者派遣など、環境技術の海外移転による国際貢献活動への積極的な取組

〔☆地球温暖化－地球温暖化対策の推進〕地球温暖化の進行を防ぎ、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した低炭素社会を実現するためには、省エネルギーや再生可能エネルギー利用をはじめとするさまざまな技術の開発・普及が非常に重要です。環境関連産業の振興や海外への環境技術移転は、地球温暖化対策として、大きな役割を担っています。

重点分野

環境教育・環境学習の推進

総合的な環境教育・環境学習の推進

◆ 重点目標 ◆

地域環境リーダーの育成など環境教育・環境学習の推進について目標を設定する。

◆ 市の取組 ◆

- 環境教育・環境学習の講座やイベントなどの開催、様々な場や機会の提供
- 区役所など地域に身近な場での環境教育・環境学習の推進
- 身近な自然を活用しての体験型の環境教育・環境学習事業の実施
- 「総合的な学習の時間」等を活用した環境教育・環境学習の充実
- モデル事業の実施と他校への拡大
- 幼児環境教育プログラムの普及
- 環境学習活動や環境保全活動を率先して行う人材の育成
- 育成した人材の活動の場や機会の拡充
- 講座修了生間のネットワークづくりの支援や市民活動団体との交流の促進

◆ 市民に求められる取組例 ◆

- 身近な環境や環境問題に対する関心、学習、理解の増進、自主的な活動の実践
- 環境教育・環境学習の場や機会への積極的な参加

≫≫環境教育・環境学習に携わる市民団体や事業者、教育機関等

- 地域や学校等における環境教育・環境学習の実施
- 地域における様々な主体と連携した環境教育・環境学習の推進
- 環境教育・環境学習に携わる人材の育成
- 環境教育・環境学習の場の拡充、提供

◆ 事業者に求められる取組例 ◆

- 身近な環境や環境問題に対する関心、学習、理解の増進、自主的な活動の実践
- 環境教育・環境学習の場や機会への積極的な参加
- 環境教育・環境学習の場の拡充、提供

重点分野

環境パートナーシップの推進

環境パートナーシップの推進による地域の環境保全活動の促進と地域コミュニティの活性化

◆ 重点目標 ◆

資源集団回収など環境パートナーシップの推進について目標を設定する。

◆ 市の取組 ◆

- 市民・事業者等との協働の推進
- 環境情報の共有化の推進
- 地域コミュニティの活性化

◆ 市民・事業者に求められる取組例 ◆

≪市民≫

- 地域コミュニティなどにおける身近な環境美化、緑化、資源集団回収などへの参加
- 関心のあるテーマでの環境保全の活動や団体への積極的な参加

≪事業者≫

- 地域の環境保全活動への積極的な参加や貢献
- 環境保全に関わる事業者の団体やネットワークへの参加

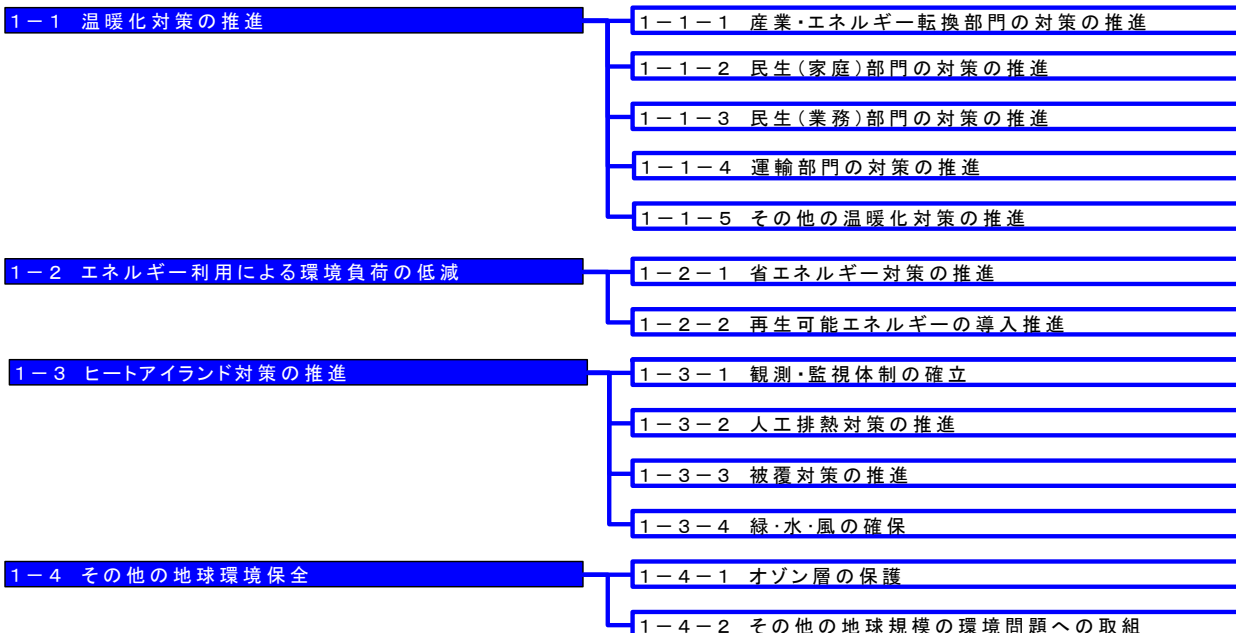
【☆地球温暖化】地球温暖化対策や関連する各分野は、様々な主体による取組を必要としており、環境教育・環境学習や環境パートナーシップの推進は、すべての分野に関わるテーマです。

第4章 基本的施策

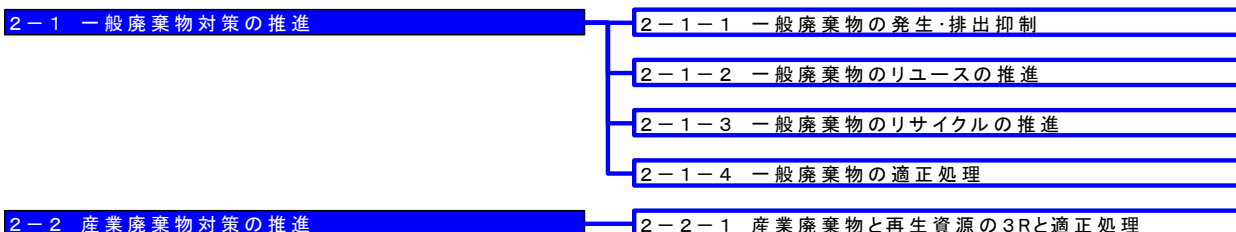
改定後の計画の目標を実現するための基本的施策として、次の体系をもとに検討を進めます。

環境政策 地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

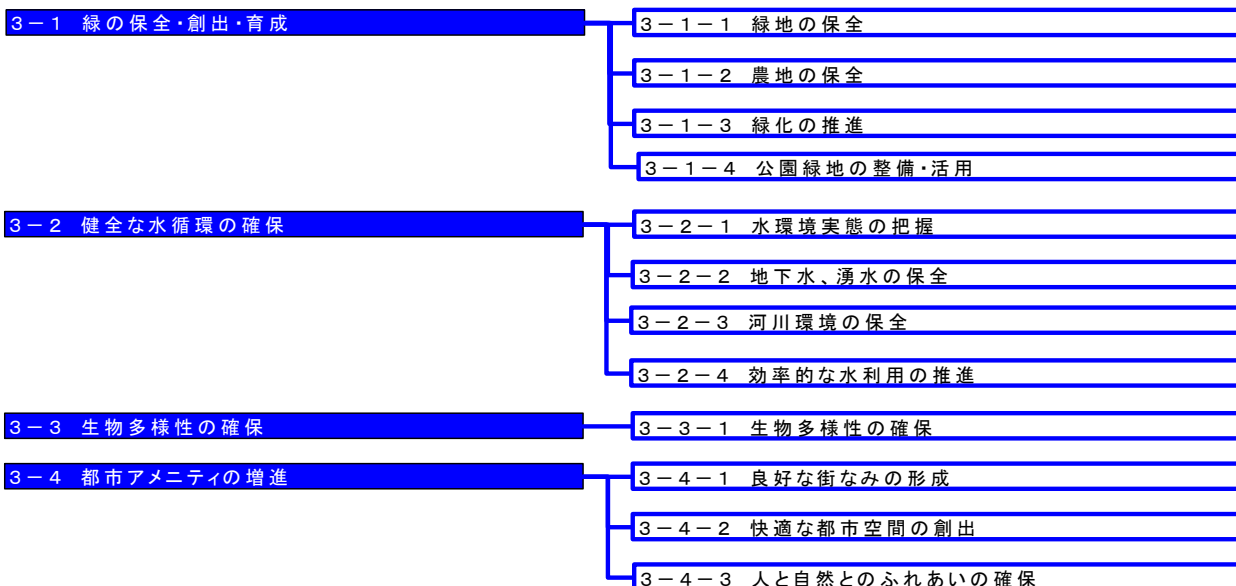
※ 地球環境の保全に関する施策は、現在検討中であり、施策の体系も今後、変更される見込みです



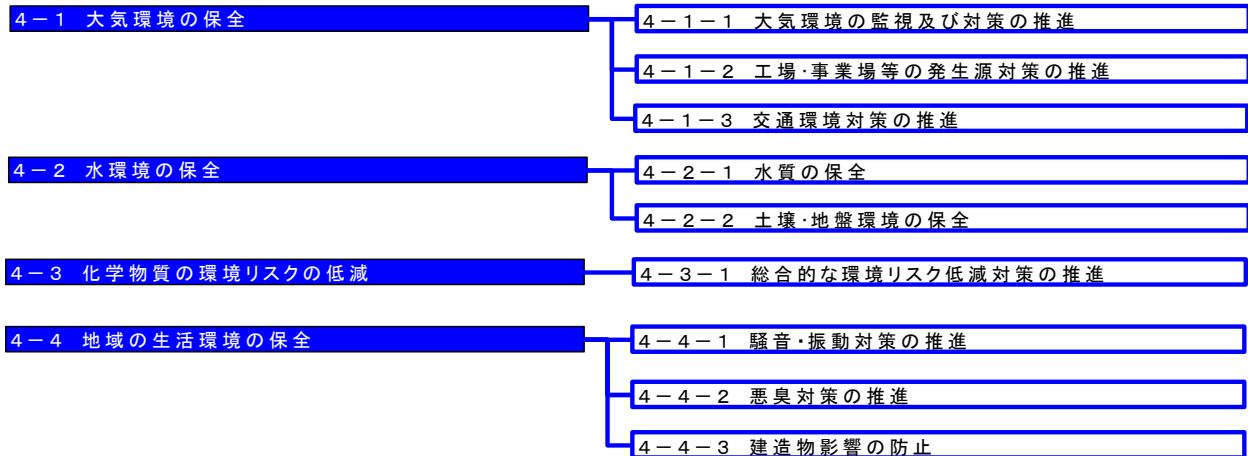
環境政策 環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす



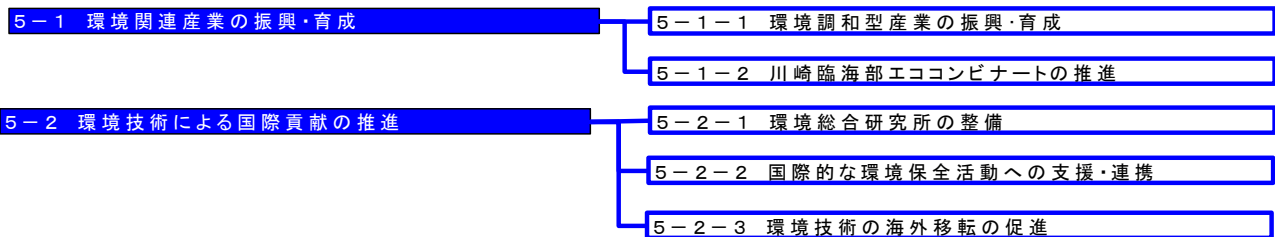
環境政策 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす



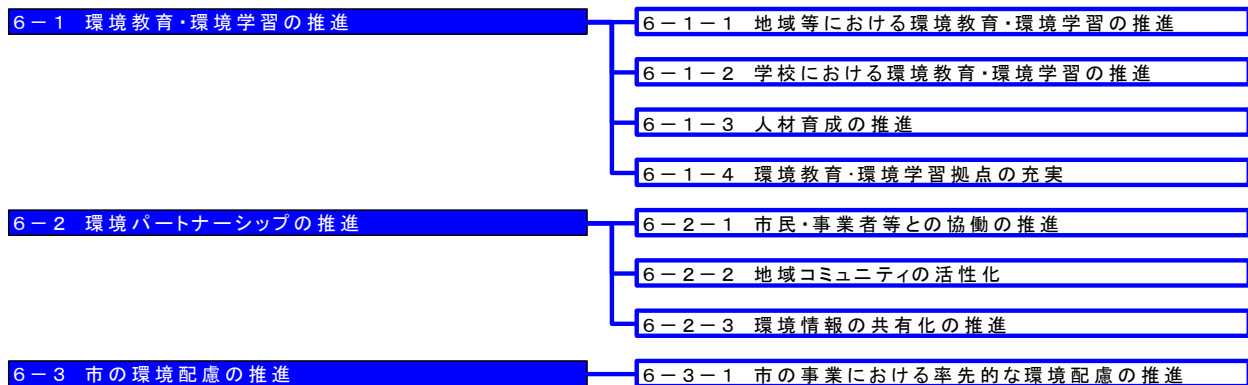
環境政策 安心して健康に暮らせるまちをめざす



環境政策 環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす



環境政策 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす



- 計画書では、上記の体系に沿って、計画期間の10年間に取り組む施策の方向性について記述します。
- 具体的な施策事業については、環境や社会の変化、取組の進捗状況などにより、計画期間中に変更が必要になることが考えられることから、計画策定時には計画書ではなく、「別冊 施策事業編」に示し、翌年度以降は毎年の「環境基本計画年次報告書」で示すこととします。

第5章 環境配慮指針

1. 環境配慮指針の概要

(1) 環境配慮指針の目的

環境基本条例では、環境配慮指針について、市、市民及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すものとしています。

環境配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動等に対して、環境に配慮すべき事項を明らかにすることによって、市はもとより、市民及び事業者にも各種の事業や行動における環境配慮を要請するものです。

(2) 環境配慮指針の構成

環境配慮指針は、「地域別環境配慮指針」「主体別環境配慮指針」「事業別環境配慮指針」の3つの指針から構成されています。

2. 地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、自然的かつ社会的条件を考慮して、臨海部（川崎区）、内陸部（幸、中原、高津区）、丘陵部（宮前、多摩、麻生区）の三地域に区分します。

地域環境の保全のための施策展開に当たっての基本となるとともに、事業者や市民にも環境配慮を要請する役割を担っています。

臨海部

《臨海部のめざすべき環境像》

環境に配慮した都市活動が活気にあふれ、海に開かれた地域(まち)

《環境配慮の例》

- 工場・事業場等において化学物質の自主管理に努めるとともに、事業所、市民、行政間のリスクコミュニケーションの推進に努める。
- 公共施設、道路、工場敷地、建物の屋上や壁面における緑化、社寺林の保全等に努める。
- 公共施設、工場等におけるエネルギーの効率的利用、太陽光等の新エネルギーの導入に努める。

内陸部

《内陸部のめざすべき環境像》

生活と産業が共生し、水や緑と調和した地域(まち)

《環境配慮の例》

- 住工混在地域における騒音・振動対策に努める。
- 新たな宅地開発や商業業務地区の形成に当たっては、日照障害、電波障害、ビル風害等の建造物影響の配慮に努める。
- 先端技術産業等において、環境配慮型製品の研究開発・製品化に努める。

丘陵部

《丘陵部のめざすべき環境像》

豊かな緑と水を守り育み、自然とのふれあいを大切にする丘の地域(まち)

《環境配慮の例》

- 樹林地等の斜面緑地については、様々な手法を活用した特別緑地保全地区等の指定、緑地保全協定の締結等様々な手法を活用した保全に努める。
- 湧水、谷戸、雑木林、河川敷等の多様な生物の生息地の保全、必要な維持管理に努める。
- 公園緑地等の剪定枝や集合住宅からの生ごみ等の有効活用、農地への還元等、地域特性を活かした資源循環の仕組みづくりに努める。

3. 主体別環境配慮指針

主体別環境配慮指針は、市、市民及び事業者がめざすべき環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするものです。なお、環境基本計画の重点分野に関連する環境配慮については、一部を抜き出して、「重点分野」（この資料では第3章）でも示していきます。

市

《市の環境配慮指針》

市の職員の行動や施策事業における環境配慮事項の例を示すものです。

《環境配慮の例》

- 紙類は古紙配合率が高く、白色度が低い製品を購入する。
- 太陽光発電システム等再生可能エネルギーを利用した設備の導入に努める。
- 公用車の購入に際して、低燃費かつ低排出ガス車や電気自動車、八都県市指定低公害車の計画的な導入を推進する。

市民

《市民の環境配慮指針》

市民が日常の生活行動において期待される環境配慮事項の例を示すものです。

《環境配慮の例》

- 移動するときは、できるだけ自動車に頼らず、バスや鉄道、自転車等を利用するよう努める。
- 庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化に努める。
- 買い物袋を持参し、過剰包装やポリ袋の使用の削減に努める。

事業者

《事業者の環境配慮指針》

事業者が事業を実施するに当たって、環境面から配慮すべき環境配慮事項の例を示すものです。

《環境配慮の例》

- 環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じた環境管理システムの導入等に努める。
- 市の実施する環境施策や市民の実施する環境保全活動に積極的に協力する。
- 事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化、再利用及び再生利用に努める。

4. 事業別環境配慮指針

事業別環境配慮指針は、開発事業や施設整備を行う上で、広域的、複合的な影響を含めて、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するとともに、良好な生活環境を創造するよう、環境に配慮すべき事項の例を示すものです。

《主な対象事業》

交通系施設整備事業、住宅団地整備事業、商業・業務施設整備事業、工場・事業場整備事業、埋立・港湾施設整備事業、公園・墓園整備事業、河川改修事業、下水道整備事業、廃棄物処理施設整備事業、水道供給施設整備事業、エネルギー供給施設整備事業、公共建築物建設事業、研究施設整備事業、その他の事業

《事業共通の環境配慮事項例》

- 建設機械の稼働、資材運搬等に使用する車両は、可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を採用するよう配慮する。
- 工事に伴う建設廃材その他の廃棄物や残土の発生量を極力削減するとともに、リサイクルを進めるよう配慮する。
- 建築物や施設の設置に当たっては、ゆとりのある配置や周辺地域との調和のとれた景観の向上等に努め、良好な都市空間の創出に配慮する。

※ 具体的な環境配慮指針（配慮行動）については、現行計画をもとに今後見直しを予定しています。

※ 今後、環境配慮指針の実践に向けて、次のような事項を検討していきます。

（１）環境配慮指針が各主体に実践されるための工夫

（２）環境配慮指針（配慮事項の例）の実施状況を把握し評価するための工夫

第6章 計画の推進

1. 計画の推進に向けた基本的な考え方

改定後の計画に掲げる「めざすべき環境像」及び「分野別環境像」を実現するためには、本市が改定後の計画に示された施策の方向性に基づき、重点分野の取組や基本的施策を総合的、効率的、効果的に実施することや、市民・事業者・市が自主的に環境配慮行動を実践することが必要です。

そして、各主体の取組が継続して実施されるには、環境の状況や取組結果に関して適切な点検・評価を行い、改善に結び付けていくような進行管理の仕組みの構築や、それを実施するための体制の確保、さらには計画の推進を促す制度や取組が必要となることから、推進体制など、次のとおり計画推進の仕組みを明らかにします。

2. 計画の推進体制

環境基本計画の推進のためには、市の施策が環境基本計画に基づいて実行されるよう調整するための庁内の体制とともに、市民や事業者との連携による取組を図るよう、市民等との協働の体制も必要となります。さらには、近隣自治体や関係行政機関等との広域的な連携体制も必要になります。そこで、環境基本計画の推進体制として、以下の体制を位置づけることとします。

《環境調整会議》（環境基本条例第 11 条に基づく組織）

副市長を会長とし、関係する局長から構成される市の内部機関で、計画の策定及び変更、環境施策の調整及び環境行政の総合的推進に関して検討、調整を行います。

《市民等とのパートナーシップ》

地球温暖化や廃棄物、緑その他さまざまな環境分野で活動する市民や事業者とのパートナーシップは、環境基本計画の推進の役割を担っていることから、これらの活動や組織と連携を図るとともに、その活動を支援していきます。

《環境審議会》（環境基本条例第 13 条に基づく組織）

市民及び学識経験者等から構成される組織で、計画の策定、変更及び進行管理に関して公正かつ専門的な立場から審議を行います。また、年次報告書や環境行政に関する重要事項について審議し、必要があるときは市長その他関係機関に助言又は勧告をすることができます。

3. 計画の点検・評価

改定後の計画に掲げる「めざすべき環境像」及び「分野別環境像」の実現に向けて、毎年度、前年度に実施した施策事業の成果を取りまとめ、計画の進捗状況を点検・評価することとします。

施策事業の推進及び点検・評価に当たっては、下記の事項を考慮した仕組みで運用を図ります。

- ① 指標（数値目標）を用い、環境政策の目標の達成状況など、計画の進捗状況の定量的な点検・評価を図ります。
- ② 毎年度の点検・評価については、環境調整会議での検討・調整を踏まえ、年次報告書を通じて結果を公表します。公表後は市民、事業者、環境審議会等からの評価や意見を受け、整理するものとします。
- ③ 施策事業の担当課は、毎年の施策事業の計画に当たり、年次報告書による点検・評価の結果を活用し、これらを踏まえた施策事業の実施内容を年次報告書に掲載します。以上の流れを繰り返すことで進捗管理を図ります。
- ④ 市民、事業者の取組を把握する手法についても検討を行い、点検・評価の仕組みへの組み込みを図ります。
- ⑤ 環境に関する分野別計画が策定・改定された場合は、本計画との関係について整理を行い、目標や施策について適宜見直しを図ります。

4. 計画の推進に必要な取組

環境基本計画の推進を着実に進めるため、計画の推進を促す様々な制度や取組を示します。これらは、地域環境の保全のための施策展開に当たって基本となるとともに、事業者や市民への協力を促すことにつながります。

① 分野別計画との連携

環境分野の関連する他の計画との連携を図り、施策事業の実施や進捗管理においては関連する他の計画との整合にも配慮して、総合的な推進を図ります。

② 環境調査制度の推進

環境に係る市の主要な政策又は方針のうち、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業について、計画、方針、要綱等を対象とし、環境調整会議における総合的調整の手続きを経ることで、環境配慮の実効性を確保します。

③ 環境影響評価制度の推進

環境基本計画で示す環境配慮指針との整合を図り、新たな環境問題にも的確に対応しながら、適正な環境影響評価制度を推進します。

④ 広域的な対応の推進

環境問題は地域や対象が複雑であることも多いことから、対象を特定の問題や地域に限定することなく、様々な問題に対して周辺自治体や関係機関との連携のもと、適切な対策が図られるよう、各種関係機関との広域的な対応を推進します。

⑤ 環境科学に関する調査研究・情報収集・提供

私たちの社会経済活動の広がりに伴い、新しい環境問題が顕在化し、それに対する新しい環境技術が必要になると思われます。それらの問題はますます高度化、複雑化することが予測されることから、環境問題や環境技術に関する総合的な調査研究を推進するとともに、適切な環境情報の収集・整備及び提供を図ります。

⑥ 財源の確保

環境基本計画の推進に当たり、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度等の創設等、財源の確保に努めます。

また、施策事業の優先度や効果、あるいは、環境の現状や計画の進捗状況の点検・評価を踏まえ、より重要な課題に対する実効性が確保されるよう取り組みます。

